北上市庁議規則の一部を改正する規則

北上市庁議規則（平成３年北上市規則第９号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第１条　市政に関する重要事項を審議し、その執行の適正を図り、もって行政の実効を高めるため、北上市庁議（以下「庁議」という。）を置く。	（設置） 第１条　市政に関する重要事項を審議し、及び決定するため、北上市庁議（以下「庁議」という。）を置く。
（組織） 第２条　庁議は、市長、副市長、教育長及び市長が指名する部等の長をもって構成する。	（組織） 第２条　庁議は、市長、副市長、教育長及び次に掲げる部等の長をもって構成する。 (1)　企画部長 (2)　危機管理監 (3)　財務部長 (4)　まちづくり部長 (5)　生活環境部長 (6)　福祉部長 (7)　健康こども部長 (8)　農林部長 (9)　商工部長 (10)　都市整備部長 (11)　教育部長
（任務）	（任務）

第３条　庁議において審議する事項は、次のとおりとする。 (1)　条例の制定改廃に関すること。 (2)　予算の編成方針に関すること。 (3)　総合計画に関すること。 (4)　重要施策の計画実施に関すること。 (5)　重要施設の設置改廃に関すること。 (6)　その他市長において必要と認めた事項に関すること。	第３条　庁議において審議し、及び決定する事項は、次のとおりとする。 (1)　行政運営に係る基本方針 (2)　重要施策の実施 (3)　市民の権利や義務に影響がある施策の実施 (4)　その他市長において必要と認めた事項
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規則は、令和５年１月１日から施行する。